

別表第1（第5条、第6条、第8条）登録補助

|            |   |
|------------|---|
| 補助対象者      | <p>次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 空き家バンクに空き家を登録（再登録を含む。）した所有者等</p> <p>(2) 市町村民税等の滞納、債務不履行がない者</p> <p>(3) 同一物件で登録補助を交付されたことがない者（世帯員を含む。）</p> <p>(4) 空き家バンクの登録日から2年を経過し、その年度末まで登録する意思のある者。ただし、登録期間内に空き家バンク制度等で契約が成立した場合を除く。</p> <p>(5) 登録物件について、宅地建物取引事業者と媒介契約を締結した者</p> <p>(6) 同一物件で登録補助を交付されたことがない者（世帯員を含む。）</p> <p>(7) 空き家バンクへの再登録物件については、同一物件で既に登録補助を交付されたことがない者であること（世帯員を含む。）</p> |
| 補助金の有効期限   | <p>空き家バンクに登録された後、3か月以内に申請書兼実績報告書を町長に提出すること。</p>   |
| 対象経費       | <p>空き家の清掃、荷物撤去等に要する費用とする。</p>   |
| 補助金額       | <p>5万円とする。</p>  |
| 交付申請及び実績報告 | <p>1 申請及び報告時期 空き家バンクに登録されてから速やかに申請及び報告すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 直近の市町村民税の納税証明書及び南知多町における固定資産税並びに国民健康保険税の納税証明書（ただし、該当者に限る。）</p> <p>(2) 宅地建物取引事業者との媒介契約書類の写し</p> <p>(3) その他町長が必要と認める書類</p>   |